

戦後の民主主義教育導入と公民科構想

— 青木誠四郎の夢 —

The Postwar Introduction of Democratic Education
and the Plan of Resuming Civics

— A Dream of Seishiro Aoki, former President of Tokyo Kasei University —

関根靖光 (東京家政大学教育福祉学科)

Yasumitsu SEKINE (Tokyo Kasei University)

要 旨

昭和 20 年 8 月 15 日のポツダム宣言受諾に伴い、日本は民主主義教育を導入することになった。12 月 31 日、連合軍総司令部は修身・日本歴史・地理の 3 教科の即時中止の命令を出し、民主主義に即した教科書改訂を促した。それに対し文部省側は、修身の改訂ではなく、公民科を復活してそこに修身を一本化する案を提案した。交渉の結果、公民科教師用書の作成が許可され、国民学校の用書作成は、のちに本学第二代学長となった青木誠四郎が担当することになった。この教師用書のなかで、民主主義的社会を担う公民を育成するさまざまな提案がなされたなかで、とりわけ生活の実際の動きを指導して公民に相応しい生活仕方や態度を形成する「生活指導」が 2 重の意味で重要である。一つは、戦前のように頭から教え込むのではなく、生徒が主体的に生活のなかで公民として成長することを目標とする点。もう一つは、本学の校風を象徴する「愛情・勤勉・聡明」の「生活信条」が、実は公民育成の「生活指導」の大学版であると推定される点。青木学長を介して、新生日本を目指す公民教育の夢が、新制大学である本学の愛情あふれる民主的学園生活の夢へとつながったのである。

Abstract

Owing to the acceptance of Potsdam Declaration, Japan endeavored to introduce the democratic education system. On December 31, the Supreme Command for the Allied Powers ordered the Ministry of Education (=MOE) to suspend teaching 3 subjects (Morals, Japanese History, Geography) and to revise the textbooks. MOE proposed the plan of resuming Civics instead of rewriting the Morals textbook. After long negotiation, only the teacher's guide for Civics was granted to draft. Seishiro Aoki, former President of Tokyo Kasei University, was appointed to be in charge of writing the teacher's guide for elementary school Civics. The aim of Civics was to develop pupil's character, intellect and ability appropriate for a good citizen. Aoki invented a teaching method called Life Guidance, which guide pupil to learn the democratic way of life and attitude in his/her ordinary life. Several years later, Aoki as University President advocated Life Principle, which recommend not only students but also faculty to be wise, diligent and love each other. We presume that the Life Principle was established as Life Guidance for students as well as faculty to be good citizens in the democratic campus society.

キーワード：民主主義教育、修身、公民、生活指導、生活信条

Key words : Democratic Education, Morals, Civics, Life Guidance, Life Principle

序 青木誠四郎の描く「学園の夢」

青木誠四郎先生（以下、敬称を略す）は、昭和 24 年 3 月 31 日に東京家政大学教授兼東京女子専門学校教授として本学に着任し、4 月 1 日に学長に就任。苦難の時期を経た 3 年後に、自らの夢を次のように語っている^(注1)。

「戦災の惨禍のために、校舎と設備との一切を失った学園はいわば深い穴の中に落ち込んであがいているにも等しいものであった。だがそのあがきの中で、いま、光を仰ぎながら、学園は大きい夢を描いている」

その夢の一つが、教育機関として求められている施設・設備の復興と整備であり、学園の建て直しは最重要課題で急務のことであった。青木の構想した五カ年計画は 26 年から 31 年（青木は同年 12 月に道半ばで急逝する）にかけて実現することになる。

第二の夢は、この「学園が社会に対しての働きについての夢」^(注2)で、日本の旧来の生活について生活技

術の科学性・合理性の欠如に由来する貧困さを痛感していた学長は、「わが国の生活技術の建設とその進歩」に寄与する指導者育成こそ「本学の存在意味」である^(注3)と規定する。これは、旧弊で非合理的な生活の束縛から婦人を解放したいとする青木の年来の願望であった。昭和 29 年の中学校の家庭科教科書の編修^(注4)などを通じて本人がこの第二の夢の実現に直接貢献することになる。

第三に、青木自身が奥深い「心の夢」と名づけた、「学園に生活する学生の幸福な日々」への熱い思いがある^(注5)。それは、学生が日々学問技術に研鑽し、また心の聡明さを深めていくと共に、なによりも「教授と学生とが親しみあい、愛しあい、和やかに日々の生活を送る」地上の楽園に似た学園イメージである。

本学の校風を表す生活信条「愛情・勤勉・聡明」は、まさにこの第三の夢の内容・目標に関係して青木が学生とともに唱導したものであるが、昭和 21 年から 24 年にかけて文部事務官として活動していた青木は、こ

の生活信条が新生日本の教育再建と深くかかわることを十分に認識していた。

1 戦後の公民教育刷新における「公民科」再興構想

昭和20年8月15日、昭和天皇の玉音放送を通じてポツダム宣言の受諾と戦闘行為の停止が宣言されたが、その第10条には、「日本政府は日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せられるべし」と謳われており、この民主主義的傾向の復活強化の要請は、戦時中一貫して超国家主義的・軍国主義的教育を推進してきた文部省を直撃し、一挙に混乱に陥れた。

文部省は公民教育刷新委員会を立ち上げ、満州事変以後の公民教育の「軍国主義的思潮や極端なる国家主義的傾向」を反省すると共に、昭和18年以降「修身科」に吸収され廃止の状態にあった公民科の再興案を呈示して、「民主主義的傾向の復活強化」の要請に対応しようとの姿勢を示す^(注6)が、それに呼応するかのよう同12月31日、GHQ（連合軍総司令部）は指令『修身、日本歴史および地理停止に関する件』で、「軍国主義的及び極端な国家主義的観念を教科書に執拗に織り込み……かかる観念を生徒の頭脳に植え込まんがために教育を利用した」として上記3課程の即時中止を命じ、速やかに教科書改訂計画を提出するよう促した^(注7)。

中止命令の理由は明らかである。修身・日本歴史・地理の3教科は、昭和18年、陸軍の要望により国語も含め「国民科」という一教科に統合され、教育勅語の「一旦緩急あれば義勇公に奉じ以って天壤無窮の皇運を扶翼すべし」の精神を生徒たちに叩き込み、全世代にわたる軍事体制強化の一端を担ったからである。例えば、1年生対象の小学国語読本には兵隊に親しみを感じさせる「ヘイタイサン ススメ ススメ チテ チテ タ タテ タテ タ」の語句があり、4年生の修身教材「日本は神の国」では南北朝時代の北畠親房が取り上げられ「親房は、忠義をつくし命を捨てるのは臣民の道である、とっていますがこれは私たちの忘れてはならないことばであります」と天皇への絶対的忠誠を強調、5年生対象の国史では楠正成が息子の正行を諭した言葉「命にかけて忠を全うすべし。これぞ汝が第一の孝行なる」に照準をあて、天皇への忠すなわち親への孝、という忠孝一本のイデオロギーが称揚され、初等科地理では、「大東亜の諸地方は、わが国の力と指導によって、新しく立ちあがろうとし

ています。これら地方のすべての人々を、大東亜民族としてよみがへらせておのおのそのところを得させることこそ、日本の使命なのであります」と侵略行為が美化正当化され、国民科の学習を通じて立派な軍国少年が作られる仕組みになっていた^(注8)。

従って、新しい民主主義教育の構築のためには、修身・日本歴史・地理の教科書の改訂は必至であった。しかし日本側の公民教育刷新委員会は前述のように、修身科に吸収されていた公民を公民科として再興し、そこに修身を一本化させる改正案を提起した。12月22日の公民教育刷新委員会答申第一号に、その理由が明確に開陳されている。

「道徳ハ元来社会ニ於ケル個人ノ道徳ナルガ故ニ、修身ハ公的知識ト結合シテハジメテ其ノ具体的内容ヲ得、ソノ徳目モ現実社会ニ於テ実践サルベキモノトナル。従ッテ修身ハ公民ト一本タルベキモノデアリ、両者ヲ統合シテ公民科ガ確立サルベキデアル」^(注9)

他方、委員会は公民科の再興を促すだけでなく従来の公民科のあり方を反省し、その教科の伝統的内容である「法制経済」が今までただ抽象的・形式的に教授されていただけで、国民を陶冶して自発的積極的に社会に参画する善き公民たらしめることに失敗したと指摘し、これからの平和的文化的国家建設のためには、公民科をその「あるべき姿」に作り変えていかなければならない、と公民科の条件付再興の意向を表明している。

文部省は、修身の公民科吸収によって公民教育の刷新をはかる公民教育刷新委員会と、修身の教科は残して新時代に即した教科書の改訂のみを命ずるGHQとの間に挟まれ、対応に苦慮したことだろう。当時の教科書局長の有光次郎（青木の2代あとの本学学長）を中心に公民科再興をめぐる折衝が重ねられたが、そのつど不首尾に終わった。

しかし翌21年2月、修身ではなく公民科について「公民教師用書」の作成が許可された^(注10)。2月6日、14日のCIE（占領軍民間情報教育局）と文部省との折衝記録には、教科書局長の有光次郎と共に、文部省に入省したばかりの教科書局課長青木の名前も見える。

青木は戦前より、生徒本位の民主的な教育理念を掲げて発達・教育心理学の立場から調査・研究業績を次々と量産する斯界の権威として夙に知られており、昭和維新とも言える大変革を前に、民主教育に不慣れた文部省が急遽招聘した「講壇派」と呼ばれる一群の学者・学識経験者の一人であった^(注11)。

公民教師用書の執筆は、国民学校については青木に、中等学校・青年学校に関しては勝田守一に一任された。

「国民学校公民教師用書」はたいへんなスピードと勢いで書き進められた。「5月1日に序論と第一部の草案を、同5月11日には第二部の草案をCIEに提出……6月15日に……国民用書の校正刷りを承認され一応完成した」(註12)

この児童・生徒用の用書には、青木が後に学長として全学生対象にはほぼ毎水曜日行っていた講演(以下、水曜講演と略す)で取り上げたテーマや生活信条「愛情・勤勉・聡明」の原型が明確な形で散見される。本学に赴任する青木には、用書に描かれた「新生日本の教育の夢」を本学園で実現しようとの思いに駆られていたと筆者は想定する。

2 米国教育使節団の報告書における修身観と社会科新設の暗示

青木が用書に取りかかる時期とほぼ重なる同年3月、連合国最高司令官マッカーサーの要請で教育界の黒船とも称されうる(第一次)米国教育使節団が来日、1カ月弱滞在して戦後日本の教育改革の大方針となる報告書(註13)を提出した。翌年制定された教育基本法も学校教育法もこれに準拠せざるを得ない第一級の重要文書である。青木の用書との関わりを見るため、報告書の中の該当する箇所注目すると、まず同書の小項目「修身、倫理」では、大別して「修身課程」、「人と社会との統合」、「個人的完全」の3観点から以下の提案を行っている。

第一に、日本の従来の修身課程について。その目的は国民を(社会に自発的積極的に参画する能動的公民ではなく)従順な公民たらしめ忠義心を通して社会秩序を保つことにあったが、やがて不正な目的の手段として悪用され、国民は絶対的服従と自己犠牲の戦争を強いられることになった。現在、そのもたらした弊害のために停止措置を受けているが、しかしそもそも倫理(及びその教育)がないままにはいかず、新しい民主主義的制度も、「その真の精神に適合しかつこれを永続せしむべき一つの倫理(及びその教育)」を必要とする(註14)。

倫理の具体例として報告書は日本人の礼儀作法に言及する、曰く、日本人は礼儀作法の丁寧さで有名であるが、お辞儀なども「すべての人により、すべての人に対してなされる」という普遍性において教えらるるならば、立派な民主主義的倫理教育とみなされ、停止措置を受けている「修身」もこの普遍的礼儀の教授から再開すれば可である、との見解を示している。

次に、民主主義的倫理の2大課題である「人と社会の統合」と「個人的完全」のうち前者について。議会

制民主主義の規則や手続きにならった政治作法を教えるべきで、これによって初めて人は「公の会合を開くこと」ができ「共通の識見をひき出して、これを共同の行動として結果せしめる」ことが可能となる(註15)。具体例として同書はアメリカ本国で実際に行われている政治教育の試みを枚挙する。例えば、生徒が順番に司会をする集会の開催。また憲法などの知識を教えるだけ(註:国や社会の仕組みなど、「制度経済」を教授内容とする戦前の公民科に該当)でなく、学校内に小型議会を開き、実際の政治に進んで参加するよう指導することなど。

他方「個人的完全」については、簡潔に言えば、自分に適した仕事或いはそこから得られる(経済的因子に還元されない)幸福が個人的な人格完成の主要要素であり、民主主義的な「修身科」は、自分に適した仕事を通じての自己形成を内容に含むべきことが強調される。

以上の考察から、報告書は民主主義的社会構築のための倫理の重要性さを称揚するとともに、そのような内容に改善する限り「修身科」の存続を認めていると推定される。

他方、後に青木らの公民科構想のみならず修身科の存続案もそこへと発展的に解消される「社会科」については、項目「公民教育の授業の実施提案」の中で初めて言及されている。公民科用書に全力を注いでいた青木らを驚かせたCIEの社会科新設の新提案は、報告書の中に既に胚胎していたわけである。アメリカ本国における「社会科」の存在をさりげなく紹介する文章の前に、民主主義的教育の特色を3点挙げている。

- ①生徒の個人差を認識すること
- ②個人の能力の発達に力点をおくこと
- ③社会的な集団に気持ち良く効果的に参加すること

このような民主主義的教育の模範例として“social studies”が紹介される。報告書の訳では「社会研究」であるが、後に日本で公民科変じて新学科とされる「社会科」を指している。

「その実例というのは日本において修身、時には公民と言われているもので、合衆国では社会研究(註:筆者による下線)の一部になっているものである。それは政治学、経済学、社会学及び倫理学をふくみ、学習者の成熟度に適応されている」(註16)

この段落で米国使節団は、修身と公民の両課程を包括する「社会研究」を、修身と公民の2科の代わりに新しく導入することを暗示していたとも解される。なお、上記の「社会研究」の多様な内容のうち、倫理学とされるものは「修身」に、政治学・経済学・社会学

は日本の従来の「公民科」にはほぼ該当する。

報告書は、青木らが参考にすべきアメリカの公民教育の民主主義的な授業例にかなりのスペースを割いているので一部紹介しよう。筆者の個人的体験に徴しても、実際にアメリカの公立学校で生徒や学生が日頃体験しているものばかりである。

いわゆる社会制度や仕組みを使った戦前の日本の公民科に該当する例として、地域の産業、地域・都道府県及び政府の行政、営業所、銀行、商店、警察、消防署、官庁などの参観。雇主や政府職員の責任及び雇人や公人共通の権利の学習。また学習のほかに、生徒による意見発表と討論。更に幻燈や映画などの視聴覚機器の利用も推奨。

更にこれらの知識を活かすために、教室内・外で委員会形式の会議を開催して、学校の外観の改装・衛生状態の改善・娯楽施設の発達・書籍・絵画の出品・さまざまな会の企画・新入生徒の全校生徒への紹介・クラブ活動などの諸問題について生徒間で論議して解決させたり、選挙によって選ばれた代表者による学生評議会（註：いまでいう学生自治会）で学校生活に関する種々の問題を審議し、「教授会に提案や推奨を行ってその考慮を求める」^(註17) ことなどが勧められる。

「修身」に該当する内容についても、授業に限定されないことが強調されている、曰く「道徳的な行為や倫理的な態度は、正規の学級時間に与えられる経験（註：修身の授業を念頭においていると推察される）以外に、合唱団・唱歌隊・合奏団・オーケストラ等の楽団組織での体験など学校生活のさまざまな場面で道徳・倫理の気づきが可能である。演劇や人形芝居などでは、それぞれ雑多な才能（註：個性）が、（註：共同体のなかで）それ相応に役立つことを経験できる。また団体競技（註：アメリカンフットボールやバスケットボールなど）は共同分担の徳や、他人に対する尊敬を学び、また立派なスポーツマンシップを学ぶ絶好の機会を提供する」^(註18)

以上を要約すると、公民教育を担う科目に限定すれば、報告書は第一に、民主主義的内容に改善することを前提に「修身の存続」を認めている。しかし本音は「修身・公民を包括する社会科の新設」を示唆していたのではないかと、とも解釈できる。更に、成果華々しいアメリカ本国における公民教育の実例をこまごま紹介することによって、公民教育が授業内だけで完結するものでなく、授業外の学校生活のさまざまな機会に経験できるように配慮すべきことが指示されていたと言える。

青木・勝田がその実現に向けて全力を注いだ「新公民科」の構想は、CIEの内部指導により9月になっ

て突如「社会科」へと転換されることになるが、上述の通り、その最初の萌芽が既に報告書の「社会研究」新設の示唆に潜んでいたのである。

さて戦後日本の新教育の大方針が示されている報告書を受けとった文部省の対応であるが、使節団の真摯な提案に応える形で矢継ぎ早に分冊形式で『新教育指針（以下、「指針」と略す）』^(註19) を発表していく。この指針のすみずみに渡って、報告書の精神が染み渡っていることが感知できる。その第一部前編「新日本建設の根本問題」の第1章から第3章まで含む第一分冊は5月9日に印刷され、第4章から第6章までは第二分冊として6月15日に印刷されている。第一部後編の「新日本教育の重点」及び教材や討議に関する第二部は6月以降の印刷となる。

青木による用書の序論と第一部の草案がCIEに提出されたのが5月1日であるから、本人が指針の第一分冊の執筆にも一部関わった可能性は高い。用書の校正刷りが承認されたのが6月15日であるから、青木が用書執筆後に第一部後編以降の著述に本格的に参加した可能性は更に極めて高い。

以下、「指針」の陳述のうち青木の公民教師用書と密接に関係する箇所を考察する。恐らく青木も主導的役割の一端を演じた文部省の「指針」がフレームワークとなって彼の公民用書に編み込まれている筈だからである。

3 文部省による『新教育指針』の公民科教育観

第一部前編「新日本建設の根本問題」の第3章「人間性・人権・個性の尊重」は、使節団の報告書を含め当時の関連文書のなかで最も明確に民主主義教育の基底であるヒューマニズムを定義し説明している。そういう意味で、新教育の理念はこの章に最も良く籠められていると言えよう。筆者は、この章は青木自身の手になるものと推定する。

内容を論理的に再構成すると次のようになる。

- ① 軍国主義及び極端な国家主義を取り除いて新しい日本を築くための土台は、「人間性を尊重すること」である
- ② 人間性とは、「人間の本性という意味であり、普通の人間ならばだれでもそなえている性質・能力・欲望といったようなものである」^(註20)
- ③ 人間性には動物的側面、つまり肉体をもって衣食住の欲望をもち五感や喜怒哀楽の感情をもつなどの面があるが、人間はただ動物的生活を送るだけでなく、自由意志を持ち、道理にかなっている生活、正しく善い生活、美しく心地よい

生活、信心深くつましやかな生活を送りたいと願う精神がある。この精神によって「欲望や感覚や感情を統一し支配し調和させ、また物質をも利用して、そこに学問・道徳・芸術・宗教などの文化をつくり出す」^(注21) このように、動物と共通の働きをもちながら、人間だけに備わった高い要求をもって文化をつくり出していくのが、人間の人間たる「人間性」である

- ④ 「人間性を尊重する」ということは、この「人間性をおさえずゆがめずにのばし訓練すること」^(注22) である（註：後年青木は、生活信条の「愛情」を学生たちに説く際、この人間性を「のばすこと」をマックス・シェーラーから学んだと述懐している）
- ⑤ 教育とは、人間性をすなおに「のばし」訓練することにほかならない。しかし、人間性を「のばす」前に生命を大切にしなければならない。生命がなくなれば人間性もなくなる。従って教育が「愛の仕事」といわれる所以は、生命を大切に人間性を「いたわり育てる」という意味があるからである（註：後年青木は、シェーラーの「伸ばし合う」ことに対して「いたわり合う」ことを、生活信条「愛情」の彼本来の解釈として学生たちに語っていた。人間の生命のもろさ・はかなさの洞察から由来するこの愛情解釈は、青木思想の人間の共感に満ちた最も深い面である）
- ⑥ しかし人間は、人間性として備わっているいろいろな性質・能力・要求を、「外からいたわり育てられる」だけでなく、「内に自らの力によって、すなわち自由な意思と、したがってまた責任とをもって、これらの働きを統一し、くいちがいのないように、働かせることができる」^(注23)。これが人間の人間たる資格で、「人格」と呼ばれる
- ⑦ 人格の面では、誰とも差別はない。実際は、個々人の心身面に違いがあり、社会における地位・役割も異なるが、人格という点ではすべての人は平等でなければならない
- ⑧ 軍国主義や極端な国家主義の指導者は、国民の人格を十分に尊重せず、機械や奴隷のようにこれを働かせようとした。「民主主義の国家においては、人格の尊重をもととして、国民に自由を与え責任を負わせ、心からの協力を求めるのである。国家のためといって個々の人格を無視するときに、かえって国家は滅亡の危機に陥り、人格を尊重してその完全な働きを保障するこ

ろに国家は栄えていく」^(注24)

- ⑨ ごく幼い子供でも、「相手が人間であることを忘れず、そこに人格の芽生えが含まれていることを見て、それをのばし訓練することが必要である。すなわち、子供ながらも、できるだけ自ら考え自ら判断して行動し、自ら責任を負ってその役目をはたし、しかも他の人々と協同してやってゆくように教えつけて、一步一步人格を完成するように育てていくのが、教育の仕事」^(注25) である
- ⑩ 人格面では差別はないが、しかし実際は一人ひとり異なる。この「各々その人自身の性質をもっている」点に注目したとき、その性質を「個性」と呼ぶ。人間性との関係で定義すれば、「人間性のあらわれ方が、人によって違うところに個性が成り立つ」。例えば、すべての人は人間性として感情をもっているが、人によって「物事を明るく喜ばしく感じる性質があって、ほがらかで楽天的な個性をあらわし」たり、「おもくらしい悲観的な個性をあらわし」たりする。また真善美を求める精神の性質においても、或る人は「真理を求める精神が強くて学者的な個性をもち、他の人は美を見出したりつくり出したりする精神がとくに強くて、美術家的な個性をもっている」^(注26)
- ⑪ これからの新教育は、この「各人の個性を完成することを第一の目標」としなければならない^(注27)
- ⑫ この個性の完成は、社会の協同性と対立しない。「ひとりぼっちのわがまま勝手な人間をつくることではない」。むしろ文化的にも多様で、国力の点でも豊かな社会が形成される。なぜなら、個性があることは或る観点からは長所であり、他の観点からは短所だったりするが、人々が互いに長所・短所を補完しあうことによって、「社会生活の分業と協同」が成り立つからである。従って、個性の完成は協同社会の条件とも言える。更に、人は社会の一員としての役割を担っているが、「個性を完成することは、当然その人が社会におけるその人の役割を完全に果たす」^(注28) ことになり、その意味でも、個性の完成は豊かな協同社会の条件とも言える。
- ⑬ 全体主義は、正しい意味での個人主義を利己主義とみなして非難したが、実は全体主義こそ、指導者や国家の利己主義にほかならない。軍国主義は、すべての国民の個性を抑え歪めて戦争に役立つ人間にしようとし、極端な国家主義は

すべての人々に政府が統制した思想や感情をもたせようとしたが、そのことによってかえって国力も貧弱で低級な国家になったことは敗戦が証明している

上記の説明を簡明に表現すると、これからの教育は、すべての人間に共通の動物的精神的な「人間性」の尊重がまず肝要である。それは人間性を「いたわり」「伸ばしていく」ことであり、その人間性の個別的現れを「個性」と呼ぶならば「個性の完成」こそが教育の第一目標でなければならない。また、自由意思によって自分の性質・能力・欲求の働きを責任持って統一できる、というすべての人間が平等にもっている側面を「人格」と呼ぶならば、「人格の完成」が教育の目標でなければならない。

それでは、具体的に個性の完成を目指す教育とは何か、また、それが青木の取り組んでいる公民科教育とどのように関わるのか。指針の第一部後編「新日本教育の重点」の第1章「個性尊重の教育」^(註29)及び第2章「公民教育の振興」^(註30)で個性完成の教育の特徴が平易明瞭に説明される。その際、既に定義された「人間性」「人格」「個性」の3概念が駆使される。この両章には青木自身の手になる「国民学校公民教師用書」への参照指示があり、青木本人が執筆者でない両者の細かい対応を指示できない等の点を勘案すると、これら第1と第2章は青木本人の著述であると推定される。

第1章の冒頭では、「教育は何故に個性の完成を目的とするか」との問いが立てられ、下記の3つの答えが呈示されている。

- (1) 個性の完成は、人生を目的にかなった幸福なものとするから：「教育が個性を完成させるといことは、その人の長所を伸ばし短所をあらためて、その人の値打ちを実現させ、この世におけるその人の役目を果たさせることである。このようにしてこそ、各人は生まれたかいがあり、本当に目的にかなった幸福な人生を送ることができる」^(註31)
- (2) 個性の完成は、社会の連帯性を強め協同生活をうながすから：2つの理由が述べられておりその一は、(註：アリストテレスの人間の定義「ゾーン・ポリティコン(国的動物≒社会的動物)」を援用して)人間は社会的動物であり、互いに協力し助け合って生活する能力をもっている。ところで個性の完成とは諸能力を発達させることであるが、当然この社会的連帯性という能力も発展させることになり、個性の完成によって社会の連帯性は強められる。理由その二

は、それぞれの個性は長所であり短所であるが、人は「自分ひとりではすべての要求を満たすことができないので」互いに補完することが必要になる。そこに社会の協同生活がうながされる。個性の完成とは、この補完的社会において自分の義務と責任を果たすことである

- (3) 個性の完成は社会の進歩をうながすから：人間性は限りなく豊かな可能性をもち、時代が進むにつれ、誰かの個性として現れる。時代をリードする革新的人々は、先の時代にあらわれなかった人間性を自分の個性において現すのである。従って、社会が進歩するためには人々が自由にその個性を発展させるようにせねばならない。個性が抑えられれば、発見・発明・創造が抑えられ、社会が進歩することはできない

筆者個人の見解を披瀝すれば、上記の(1)(2)に民主主義社会の二大根幹が明記されていると考える。それは筆者の言葉で言えば、「個性重視の個人主義」と「公的共同体の形成」であるが、ここでは前者の完成が後者の形成を促進する、という因果関係性が主張されている。しかし逆もまた真であろう。後者を考慮しないと、前者はバラバラの利己的個人主義に墮す危険があり、また前者を考慮しないと、後者は画一的な全体主義に陥る。「公民」とは、「個性的個人」と「公的共同体の構成員」が個人のうちに緊張しつつ統合されている概念ではないだろうか。ところで上記の(3)は、一種形而上学的歴史観である。人間性は無限の個性の可能性をもち、従って社会が「個性重視の個人主義」を採ると、常に新しい個性が輩出され、そのことによって社会も無限に進歩し発展する可能性が出てくる。「個性重視の個人主義」は「公的共同体の発展・進歩」とも密接に関係することが指摘されていると解することができる。

第1章は続けて、「教育の方法において、個性を尊重するにはどうすればよいか」と問うている。次の5提案がその答えである。

- (1) 生徒の自己表現を重んずること
- (2) 生徒の個性を調べること
- (3) 教材の性質や分量を個性に合わせるように工夫すること
- (4) 学習及び生活訓練において個性を重んずること
- (5) 進学や就職の指導に個性を重んずること

ここであえて誤解の生じないよう付言すると、理想の個性尊重の教育とは、極端なことを言えば、個人教授に近いものとイメージされ、教師が個々の生徒に合わせて個別的個性的に創意工夫をこらして施す教授と理解されるかもしれない。しかし教師による「教授」

に力点が置かれ過ぎると、それは戦前と同様、結局は生徒の自主性や主体性を軽視ないし無視した一方通行的教育に墮してしまふ。「個性を尊重する」教育とは、教師による教授中心の教育でなくそこから180度転回して、生徒・学生の自主的な学習を中心とし、それを側面援助的に指導する教育のことである。米国教育使節団の3月来日を控えた2月に日本側教育委員会が提出した『米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書』の「五、教育方法問題に関する意見」^(注32)には、「教育とは学習なり」と標語化できる教育観が示されており、それ以降、文部省を含めた日本側の教育方針の大前提になったと思われる。従って、「個性を尊重する教育」とは、日本側教育委員会の報告書の表現を用いれば、生徒自身が「自発的能動的に自己発展」^(注33)する（それは当然ながら個性的な発展になるのだが）、その機会を適切に用意し与えることである。従って、「指針」で述べられている「個性を尊重する教育」とは、生徒自身の個性的且つ自発的な「自学自習」を援助することに尽きると言って良いであろう^(注34)。

指針の第一部後編第2章「公民教育の振興」では、青木の公民用書に直接関わる公民教育そのものがテーマとして取り上げられている。第一の問いは「公民教育は何を旨として行われるべきか」、第二の問いは「公民教育の主な内容は、どのようなものであるか」、第三の問いは「公民教育はいかなる方法で行われるべきか」である。

公民教育の目標に関する第一の問いに対する答えには、「公民」「社会」「公民教育」といったキーワードの定義が含まれるだけでなく、戦前の修身と公民科に対する厳しい批判及び目下青木らが取り組んでいる「公民科」が過去の修身と公民科の良いところを併せ持つことを強調している点で、注目に値する。

- ① 公民の定義：「国家において国民として法律上の権利を認められている人間」が通常の意味であろうが、（青木らの新しい公民科では）「さらに広く社会の一員としての人間を意味する」^(注35)
- ② 社会の定義域：「（通常言われる）世間とか世の中といわれるような社会ではなく、家も国家も国際社会も含まれる」^(注36)
- ③ 公民教育の定義：「（前項の）広い意味の社会において、社会と自分との関係、及び自分と他の人々との関係をよく理解し、自分の地位と責任とを自覚し、自分の本分をはたして、社会のためにつくすような人間をつくる教育」^(注37)
- ④ 戦前の「修身」「公民」批判：修身は「個人の

内面的な道徳的心情に関するもの」で、正義心や良心に従う態度を養うものであったが、実際の社会における行動の点で物足りないものがあったため、「法制や経済についていろいろな知識を与える」公民がつくられた。しかし知識を与えるだけで実際の社会生活を指導する効果を上げられず、戦時下には軍国主義や超国家主義の推進役としての修身に吸収された。その修身は、道徳の命令的おしつけ、画一主義、言葉だけの徳目暗記主義、無批判的な行の強制を通して国民を戦場に駆り立て従順な滅私奉公の皇国民に仕立て上げた

- ⑤ 新公民科の特性：「われわれが、いま新しい教育の重点として新しく考えている公民教育（注：すなわち公民科）は、上記の欠点をのぞいて、本来の正しい意味における修身と公民とを、人間の本当の在り方に基づいて一つにまとめたものである」^(注38)
- ⑥ 正しい修身と公民はどのような意味で一つにまとまるのか：（簡明に述べれば）人間には自立的に正しいこと・善いことを求める道徳性（注：修身に該当）が備わっているが、人間は社会生活をするものであるから（注：アリストテレスの人間の定義「ゾーン・ポリティコン（国的動物）」に由来する）その道徳心は社会における人間の正しい・善い在り方として働かなければならない。この働きを「すなおに伸ばして、りっぱな社会人をつくるのが（新しい）公民教育の旨とするところ」^(注39)

以上から、青木らが構想する新・公民科は、個人の内面的な道徳心が社会人としても正しく発現されることを目的とする点で、「本来の修身」の「本来の公民科」への発現・展開であり統合化である、とみなせるであろう。

しかし公民教師用書の立場にたつて、道徳から社会へ、修身から公民科へと展開・統一する必然性を高らかに宣言した時からほぼ3ヶ月ほど経た9月、CIEの内部指導の突然の翻意（注：既に米国教育視察団の報告書に暗示されていたが）によって、青木らの公民科構想はいわば頓挫させられ、地理・歴史と共に「社会研究」つまり「社会科」へと統合されてしまふ。

9月といえば、青木の担当した「国民学校公民教師用書」がCIEの点検・許可を経て既に脱稿もしていた段階であり、全力を注いだ公民教育構想と共に青木は突如、時流の背後に置いてきぼりを食ったような状態となった。無念さはいかばかりのものであったろうか。他方、青木より執筆が一周ほど遅れ気味であつ

た勝田担当の「中等学校・青年学校公民教師用書」は、それが幸いし、最終段階で新科目「社会科」の設置を念頭に、当初の内容の改訂を試みる余地があった。

新公民科建設をまっすぐ見据えて突き進んでいた青木の国民学校公民教師用書と、途中から社会科新設を視野に入れて改訂を施した勝田の中学・高校公民教師用書を比較すると、青木の用書から何が脱落させられ、何が新しく加えられたのか、又、勝田の用書はどのような点で既にのちの社会科の特性を帯びることになったのか、が分かるだろう。

しかし、青木と勝田の公民教師用書、またその後の新設社会科の「学習指導要領」（註：青木は、「学習指導要領」という新制度導入の立役者でもあった）との異同関係を分析する前に、まず青木の用書の特性を捉えることが不可欠である。

4 青木の「国民学校公民教師用書」の概略と特徴

児童・生徒を対象とする青木の公民科の教師用書の中には、後に青木が学長として水曜講演のなかで取り上げたテーマや本学の校風として学生と共に定めた生活信条「愛情・勤勉・聡明」に発展する考えの原型が明確な形で散見できる。そのような観点からも、青木の用書には興味深い内容が詰め込まれている^(註40)

第一部冒頭で、「公民科教育」の定義が導入される。

「公民科教育は一人一人の人にその住んでいる社会の共同生活のよき一員として欠くことのできない性格を育てると同時に、その生活に必要な知識や能力を養っていくことを目指している」^(註41)

簡明に言えば、「公民的性格の育成」と「公民的良識の養成」が公民科教育の二大目的とされる。前者は、『新教育指針』で言及された「正しい修身」の目標である、道徳心を素直に伸ばすことにほぼ対応し、後者は、「正しい公民」が目標とする、立派な社会人の良識づくりに対応する。新公民科はその両者を相含むのである。

上記の2種の目的に即して、生徒への指導も実践指導と知的指導の2種に大別される。

前者の実践指導は、「生活の実際の動きを指導して公民として欠くことのできない生活の仕方や生活の態度を形作る」生活指導と、「共同生活の精神と態度とを育てる」自治の修練に分けられる^(註42)。ここで指導といっても、戦前のような皇国民（略して、皇民）的生活に向けての上からの強制的命令ではなく、生徒が自分を他と平等な一人の公民として自覚し、自主的にそのような生活態度をとるよう側面援助する、という意味での指導である。

生活指導の対象である生活範囲として5領域が挙げられ、具体的な指導内容が細かく例示されている。各領域で基本とされる指導事項のなかには、青木が本学において提唱した生活信条「愛情・勤勉・聡明」や水曜講演で学生達にその実践を促した徳目が多く含まれている（註：青木の没後に出版された、水曜講演を収録編集した『若い女性（ひと）』参照。信濃教育会出版、昭和41年6月15日）。

例えば、清潔（以下、カッコ内は水曜講演との対応。昭和27年4月16日の講演ほか。学生達にたびたび教室や校内の清潔維持を喚起）、着物（昭和29年11月10日の講演ほか。学生らしい清楚な装いを推奨）、家庭内の和と序及び父母や同胞に対する尊敬と愛情（昭和27年5月9日の講演ほか。母の日に親へ感謝の思いを表明することを勧める等）、就学の知的態度（生活信条の聡明に該当。昭和28年1月21日の講演ほか、ひんぱんに説き明かす）、学校生活における共同の心と自治（昭和28年4月11日の講演ほか。寮の自治会や文化祭等の行事参加の意義を解説）、師弟・友人間の愛と尊敬（生活信条の筆頭に掲げられている愛情に該当。学長が抱いた、教員・学生間の愛情溢れる学園の創生、という第三の夢。昭和28年4月ほか多くの講演で説明）、公德や公益の精神（昭和28年6月10日の講演ほか。校舎・校具等の大切な使用を説く）、適正な経済活動（昭和27年11月5日の講演で、仕送りを大事に使うため合理的消費生活と親への報告を推奨）など。

筆者は下記の理由により、文部省在職時の青木の発案になる、公民育成のための「生活指導」（及び「自治の修練」更に「知的指導」）という方法論が、本学の「生活信条」や水曜公演において自覚的に適用されたと推断する。もちろん前者では、初めて民主的な公民教育を受ける幼い国民学校の生徒を対象に、後者では、戦前の皇民体制から戦後の民主的な公民体制へ劇的に変貌する大変革の渦に巻き込まれ国民像で揺らいでいる女子大学生を対象とするという違いはあるが。以下、推断の決定的証拠を紹介しよう。

青木は、昭和29年4月の水曜講演『愛情と勤勉と聡明』^(註43)において、「どこの学校でも、その学生にかくありたい、と思う考えがある。それが学風を作り、また学生の生活を指導する方針（筆者による下線）として考えられている」と述べたうえで、生活信条の3徳である愛情・勤勉・聡明を順次解説している。ということは、本学の生活信条が、大学生レベルの生活指導に該当することは明白である。同講演の他の箇所では「生活信条」を「学園の精神」と呼び、また本学の学報においては「大学の精神」^(註44)とも名付けてい

るが、「生活指導」の観点に立てば、「生活信条」はすなわち本学園の「生活指導の根本方針」なのである。

国民学校公民教師用書に戻ると、5つの生活領域に応じて生活指導の具体的な内容が列挙されている。なお、生活信条や水曜公演に該当する部分には下線を施した。

(1) 身体的な生活：主として健康的な生活作りを目ざす指導を行う。食事、眠り、排泄、清潔、着物、姿勢、運動などについて良い習慣を身につけさせると共に、その意義を自覚させ自発的に実行させる

(2) 家庭生活：「いろいろな共同生活を形作っていくもとになる生活」であり、「わが国の家庭生活は、特色のあるよい伝統をそのうちに見つけ出すことのできる大切なもの。わが家庭生活はもともと和と序の精神を中心とする営みである。この序は秩序と共同とをそのうちに包んでいる。その和と序とがとけ合うところに本当の家の生活があるのであって、それはいろいろな社会共同生活のもとをなすのである」^(注45)

• 家庭生活の和が実現し「明るく、温かく、楽しいもの」になるためには、家族が「仲良く楽しくくらす」まどいを作り出せるように両親は、一家そろって食事をするとか、食後に楽しく語らうとか、楽しい遊びをするなどの心遣いをする必要があるが、児童も家庭の楽しいまどいに一役買うことができるように指導することが必要。

• 家庭生活の序（秩序と共同）の形成のためには、「父母や同胞（はらから）に対する尊敬と愛情と、その生活について力を合わせ責任を果たすこと」を指導することが中心となる^(注46)

具体的には、言葉の丁寧な受け答え、挨拶、感謝の気持ち、「幼いものへのいたわり」等の指導。更に「家事の手伝い、家業の手伝いをし、またこの手伝いを喜んですると同時に、責任を果たし家族互いに助け合うというような勤労の態度も指導される」^(注47)

• また家庭以外の人との共同生活の態度を養うために来客に対する愛敬の態度やあいさつ、接待なども指導すべき

(3) 学校生活：まず知識を広め、教養を高くし、科学的な精神をしっかりと身につける修学の態度の指導が大事であるが、同時に「教師や友達との生活で共同の心を養い、またその生活で規律を守り自治を進める態度をつくっていく」^(注48)指導が肝要。

• 修学の生活指導では「まず自分で進んで学ぼうとする態度をしっかりとつくること」^(注49)が中心。具体的には自由な発表や質問、理解を追究する態度等々。

• 「学校では児童は友達や教師と一つの共同生活を営んでいる……師弟の間にはもちろん序がなければならないが、同時に共同がなければならない」^(注50) 共同の態度を育てる指導で注意すべき点は「その一人一人の間に愛と尊敬がなくてはならない。が、同時にその生活の目的を自覚し、その目的を達するために、心を合わせてその立場立場の責任を果たしながら努力を捧げることが求められる」^(注51) 具体的には、友達と仲良くする、皆で仲良く遊ぶ、互いに助け合う、共同で学習する、教師にあいさつする、話し合う等々

• また「学校での共同生活には、規律を守る態度や自治の態度が育てられることが大切」^(注52) 具体的には定時に登校すること、欠席・遅刻・早退にはその手続きを守ること、廊下の片側通行、当番・作業・学級の自治等。これらの自治を児童の話し合いで進めるようにすること

(4) 社会生活：学校生活も家庭生活も一つの社会生活なので、自立と共同の精神で育てられる大切な機会であるが、学校外で児童が体験する社会生活もある

• 隣保の児童との児童社会生活においては、「親和と尊敬をもとにする社会共同の態度を育てることを中心」^(注53) とした指導、例えば、誘い合って仲良く登校するとか、仲良く一緒に遊ぶとか、一緒に共同して手伝いしあったり作業したり等々

• 一般社会の一員としての生活では、「公德や公益の精神を育てることを中心としていろいろな社会生活の仕方を指導する」^(注54) ことが必要。校舎や校具を大切にする（学校生活の課題でもある）、掲示板・道しるべ・公園の設備や草木のような公のものを大切にする、道路や公園をきれいにする、集会や図書館などでの正しい態度等々。

(5) 経済生活：児童には字義通りの経済活動はないが、物を使う生活はある。これが一種の経済生活。「物を大切にする態度を養っていくことを中心」 具体的には、ていねいに物を扱う、それを整理する、無駄をしない、能率的に使う工夫をする、小遣いを記帳する等々

(6) その他の事項（国家生活と国際生活）：国家生

活については、国家に対する愛情や感謝の心持を経験し育てるように、また国際生活については、平和を愛し国際親善の態度を養うことが大切。

以上が「生活指導」の概要であるが、本学の「生活信条」の特に「愛情」が、公民教育の生活指導の最も基本となる「愛と尊敬」「親和と尊敬」「共同の精神」等々に該当することを重ねて指摘しておきたい。

但し、戦前の皇国民教育をたつぷりと受けて育った新制大学の学生たちに、戦後初めて民主主義的公民たる必要条件の「愛情」を無媒介的に説いても、ただ上滑りになるだけであろう。天皇を中心とする八紘一宇の大家族的な皇民ネットワークが根拠を失いその絆がずたずたにされていわば孤在的存在となった、という消極的否定と、民主主義的公民としてまずもって自主自律の個的独立存在たるべきである、とする積極的否定の両否定を媒介し、それらを共同体形成の肯定的因子としての「愛情」へと統合する、という意味での媒介的愛情を説かねばならない。青木は、水曜講演の多くの機会に「愛情」に言及しているが、昭和28年4月の題目「愛情の問題」の講演^(註55)では、人は誰でもいのちを独りで担わなくてはならず(＝否定)、そのために苦しみのうちにあり、しかし互いに苦しさを共感する共苦(＝媒介)から「いたわり合い」(＝肯定的統合)が生じ、その基底の上に家庭から国際社会に至るまでの愛の共同体が形成される、と「愛情」の本意を説いている点に、児童・生徒対象の無媒介的な「愛情」の生活指導とは異なる、青年を対象とする指導の特性が明瞭に現れている。

用書に戻ると、「生活指導」の次に、公民教育のもう一つの指導法である「知的指導」が紹介される。その目的は、(もっぱら低学年で受けた)「生活指導」によって身につけつつある公民的性格や能力を、児童が無自覚に体現するままにしておくのではなく、高学年になるにつれ、その意味や意義などを本人自身も納得・理解し自覚したうえで自発的に実行するようにさせる点にある。筆者は、「知的指導」を本学の「生活信条」の3徳の一である「聡明」の前駆体とみなしている^(註56)。

知的指導には、「説話と講義」「問題法」「話し合い(討議法)」「調査および研究」の4種類の方法があり、その特徴を簡単に記せば、

(1) 説話と講義

- 説話：教師が模型的な例え話を使って、生活や行為の模範を示す(註：生徒の身近な生活から離れれば離れるほど、戦前の悪しき修身の授業に酷似する危険はある)

- 講義：特に反省的自覚能力の高い高学年に、公民生活の原理・原則について論理的に説明し納得させる(註：これも、生徒の理解を超えた高邁な観念を、暗記すべきものとして注入するだけでは、戦前に舞い戻る危険がある)

- (2) 問題法：適切な問題を投げかけて生徒に答えさせ、問題をめぐる生徒相互の質問、応答、批判などの意見交換を通じて、生徒自らの共同作業によって知識を発達させる(註：自律の態度及び共同の精神・態度を体得する生活指導の一環とも言える)
- (3) 話し合い(討議法・ディスカッション)：問題法とやり方は類似するが、教師ではなく生徒たちが先に立って話し合いや発表などによって問題の解決を目指す共同学習(註：これも同様に、自律の態度及び共同の精神・態度の生活指導でもある)
- (4) 調査および研究：生徒が自分で調査・研究して自覚的に知識を拡張する。例えば、校舎や校具の破損しているところを調査してその原因をたずね、社会公共の物に対してどのような態度が必要かをさとらせる(註：正しく自主・自発的な自己学習の発展形である)

以上から、知的指導とは、生活指導の目的を生徒本人が納得して自覚し、他からの指導を受けなくても、いずれ自ら自発的に動くことができるようにさせる役割を担う点で、いわば受動的他己指導から能動的自己指導への橋渡しの役目をもつと言えよう。しかもそれを、話し合いや共同調査等の共同学習の体験を通じて育成するという点で、共同の心・精神・態度を身に付けた能動的自己、換言すれば、孤立した私人ではなく共同体の一員である能動的公民を目指し、そこへと媒介する意義をもつ指導法と言えよう。知的指導、更には生活指導も、結局は生徒自身による自主自律的な公民的人格形成、生活形成の呼び水に過ぎないのである。生徒の人格・個性を尊重しその主体性を最大限に重んじる民主的公民教育構想に対して、戦前の教育勅語的指導は、生徒の人格・個性を無視し、批判する余地を一切与えずに上から画一的な皇民型を作り出す、という意味で他主他律的強制であり、その共同体は、個人がそこに呑みこまれる全体主義的なものであった。

本学における水曜講演は、明らかに知的指導のうちの「講話」に当たり、青木自身そのことを十分に意識して遂行したと考えられる。

さて、用書の最後の「結び」に、戦禍で打ち砕かれぼろぼろになった皇民社会の土壌に新たに公民社会と

いう民主的殿堂を打ち立てん、との青木の並々ならぬ覚悟と熱意が思わずこぼれ出ている。

「いま新しく出発する公民科教育は、その将来に限りない希望をもっている。しかもこの教育のよくゆくかゆかないかが、日本の再建ができるかできないかの鍵をにぎっていることを思ふと、われわれの任務が、どんなに重大であるかを思はずにはいられない」^(註57)

昭和24年に本学に赴任した時青木の抱いた第三の夢すなわち「学生が日々学問技術に研鑽し(註:「生活信条」の「勤勉」に該当)、また心の聡明さを深めていく(註:「生活信条」の「聡明」に該当)と共に、教授と学生とが親しみあい、愛しあい、和やかな日々の生活を送る(註:「生活信条」の「愛情」)地上の楽園に似た愛情溢れる学園の創造」は、用書執筆の際に青木が新生日本の行く末に抱いた夢と同質のものであったと思われる。

そうであるならば、さしずめ本学の「生活信条」とは、「本学園の学生一人一人が、この学園での共同生活を含め、家庭生活から国家・国際社会に至るまで、学内外の民主的社会の共同生活のよき一員として欠くことのできない公人としての性格を育てると同時に、その生活に必要な知識や能力を養っていく」ことを目的として青木が熟慮の末に定めた、大学レベルの「生活指導」「知的指導」の「大方針」である、と言えよう。

青木がその実現に尽力した公民科は、その誕生を目前にして運命に翻弄されることになった。突如浮上した「社会科」は、青木の公民育成の夢を継承するものであろうか。それとも、根本のところでは変質したものになったのであろうか。

その経緯を分析する前に、勝田による「中等学校・青年学校公民教師用書」と青木の用書との異同を比較する必要があるが、紙幅の関係で別稿に譲る。

注

- 1・2・3・5 『東京家政大学々報』第4号、昭和27日3月10日
- 4 『東京家政大学々報』第13号、昭和29年6月19日
- 6 『公民教育刷新委員会答申』昭和20年12月22日第一号、同年12月29日第二号。ともに『戦後道徳教育文献資料集3』日本図書センターに所収、p3-12
- 7 前掲書、p15-17

- 8 教科書の引用はすべて、『近代日本の教科書のあゆみ—明治期から現代まで—』滋賀大学附属図書館編、サンライズ出版、平成18年10月
- 9 前掲書、p3
- 10 貝塚茂樹著、『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、平成13年、p113
- 11 池田源宏著、『青木誠一郎—戦後教育を築いた発達・教育心理学の先駆者』(深志同窓会編『深志人物誌II』所収)平成8年12月、p236-237
- 12 貝塚茂樹著、前掲書p122
- 13 『第一次米国教育使節団報告書(抄録)』昭和21年3月、前掲書『戦後道徳教育文献資料集3』に所収、p37-80
- 14～18 前掲書p51-63
- 19 『新教育指針(抄録)』文部省、昭和21年5月～22年2月、前掲書『戦後道徳教育文献資料集3』に所収、p85-168
- 20～28 前掲書p110-115
- 29 前掲書p157-162
- 30 前掲書p163-158
- 31 前掲書p158
- 32～34 『米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書』昭和21年2月、前掲書『戦後道徳教育文献資料集3』に所収、p21-34
- 35～39 前掲書p163-164
- 40 『国民学校公民教師用書』文部省、昭和21年8月19日翻刻印刷、同10月5日翻刻発行、前掲書『戦後道徳教育文献資料集3』に所収、p179-257
- 41 前掲書p189
- 42 前掲書p195-196
- 43 『若い女性』青木誠四郎先生若い女性刊行会、p56-59
- 44 『東京家政大学々報』第9号、昭和28年5月10日
- 45～54 前掲書p223-228
- 55 前掲書、p62-67
- 56 拙著『青木誠四郎先生と本学の生活信条 第一部』本学生生活信条検討委員会への報告書、平成21年1月22日。本論考に続く内容については拙著『同 第二部』、『同 第三部』昭和21年2月26日を参照
- 57 前掲書、p257